

## 平成27年度 第2回尾道市総合教育会議

平成27年11月5日午後3時30分～  
教育会館2階会議室

1 市長あいさつ

2 協議

教育に関する重点的に講ずべき施策について

## 第 2 回尾道市総合教育会議 出席者名簿

### 尾道市

市長	ひらたに ゆうこう 平谷 祐宏
----	--------------------

### 尾道市教育委員会

委員長	やまきた あつし 山北 篤
委員長職務代理者	なかつか ひろこ 中司 弘子
委員	むらい けいいち 村井 圭一
委員	なかた ふみ 中田 富美
教育長	さとう まさひろ 佐藤 昌弘

## 説明員

### 市長部局

参事（少子化対策担当）	むらかみ ひろあき 村上 宏昭
-------------	--------------------

### 教育委員会事務局

教育総務部長	みやもと ひろし 宮本 寛
学校教育部長	むらかみ まさき 村上 正喜
教育委員会庶務課長	のぶとう しゅんそう 信藤 俊壮
生涯学習課長	あぼ なりつぐ 安保 成二
主幹（社会教育施設担当）	かく ゆうこ 加来 裕子
因島瀬戸田地域教育課長	ほそや むつお 細谷 睦夫
美術館長	こばやし てつや 小林 哲也
学校経営企画課長	せと さとし 瀬戸 智
教育指導課長	すぎはら たえこ 杉原 妙子

## 協議

### 教育に関する重点的に講ずべき施策について

教育に関する重点的に講ずべき施策について、次のとおり協議する。

- ( 1 ) 就学前教育について
- ( 2 ) 教育環境の整備について
- ( 3 ) 学校教育について
- ( 4 ) 放課後対策について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

( 総合教育会議 )

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- ( 1 ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

## 教育に関する重点的に講ずべき施策について

### 目 次

協議項目	協議事項	主な施策	担当課	ページ
1	就学前教育について	就学前教育の充実(幼稚園)	教育委員会庶務課	6
		就学前教育の充実(保育所・認定こども園)	子育て支援課	7
2	教育環境の整備について	学校施設耐震化及び修繕事業	教育委員会庶務課	9
		中学校給食(デリバリー給食)実施事業	教育委員会庶務課	10
3	学校教育について	学力向上対策事業	教育指導課	11
4	放課後対策について	放課後児童クラブの拡充	子育て支援課	12

## 第 2 回総合教育会議 協議事項

施 策 名	就学前教育の充実
担 当 課	教育委員会庶務課

施策内容	<p>1 本年度から「子ども子育て支援新制度」が施行された。 新制度においては、すべての子どもたちが健やかに成長していくために、就学前教育の拡充等を推進している。</p> <p style="padding-left: 40px;">認定こども園の拡充 施設型給付の創設（幼稚園保育料制度の改善） 就学前教育の充実・質の向上</p>
現 状	<p>1 認定こども園の充実 これまで市内 5 園で認定こども園が開園し、更に来年度 1 園開園予定</p> <p>2 施設型給付の創設（幼稚園保育料制度の改善） 本年度から幼稚園保育料に応能負担制度を導入した。</p> <p>3 就学前教育の充実・質の向上 幼稚園保育室へのエアコン設置等を進めている。</p>
課 題	<p>1 認定こども園の充実 新たな就学前教育施設再編計画を策定する必要がある。</p> <p>2 施設型給付の創設（幼稚園保育料制度の改善） 幼稚園保育料について、公立と私立の差異の解消等の課題がある。</p> <p>3 就学前教育の充実・質の向上 預かり保育実施園（現在 4 園）の拡充が課題である。 幼稚園施設の設備充実が課題である。</p>
今後の方向性	<p>1 認定こども園の充実 新たな就学前教育施設再編計画を策定し、更なる充実を進める。</p> <p>2 施設型給付の創設（幼稚園保育料制度の改善） 公立幼稚園保育料について、見直しを検討する。</p> <p>3 就学前教育の充実・質の向上 預かり保育実施園を順次拡充する。 幼稚園保育室エアコン設置・セキュリティ設置等設備充実を図る。</p>

## 第 2 回総合教育会議 協議事項

施 策 名	就学前の教育・保育の充実
担 当 課	子育て支援課

施策内容	<p>平成 27 年度施行された「子ども・子育て支援新制度」を円滑に実施するとともに、平成 27 年 3 月に策定した「尾道市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定こども園の設置推進</li> <li>2 認可外保育施設の認可化推進及び地域型保育事業の拡充</li> <li>3 多様な保育サービスの充実</li> <li>4 消費税増税に伴う保育所・認定こども園保育料徴収基準額の見直し</li> </ol>
現 状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定こども園の設置推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度に策定した「尾道市就学前・教育保育施設再編計画」に基づき計画的に設置を進めてきた。(平成 25 年度以降 4 園新設、平成 28 年度は 1 園新設予定)</li> </ul> </li> <li>2 認可外保育施設の認可化推進及び地域型保育事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成 25 年度以降保育所認可 5 施設、地域型保育事業認可 1 施設)</li> </ul> </li> <li>3 多様な保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)延長保育～保育所、認定こども園 31 施設の内 28 施設で実施している</li> <li>(2)休日保育～ 1 か所で実施している</li> <li>(3)病児・病後児保育～ 2 か所で実施している</li> </ul> </li> <li>4 平成 26 年度以降、消費税増税に伴い保育所・認定こども園における運営経費が実質的な負担増となっている。</li> </ol>
課 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定こども園の設置推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度以降の中長期計画の策定が必要である。</li> </ul> </li> <li>2 認可外保育施設の認可化推進及び地域型保育事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育の質の向上が課題である。</li> </ul> </li> <li>3 多様な保育サービスの充実</li> </ol>

	<p>(1)延長保育～増加する需要に対応するため、事業の拡充が必要である。</p> <p>(2)休日保育～利用の利便性の向上が必要である。</p> <p>(3)病児・病後児保育～利用の利便性の向上が必要である。</p> <p>4 保育所・認定こども園利用者の保護者負担の見直し 保育料徴収基準額の適正化が必要である。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>1 認定こども園の設置推進 平成 27 年度中に「尾道市就学前教育・保育施設再編計画」の評価と見直しに基づき、平成 29 年度以降の中長期計画を策定し、認定こども園の更なる普及を促進していく。</p> <p>2 認可外保育施設の認可化推進及び地域型保育事業の拡充 保育の需要量に対応した質の高い保育事業の認可を進めて行く。</p> <p>3 多様な保育サービスの充実 (1)延長保育～すべての施設での実施を計画的に進める。 (2)休日保育～地域内の身近な場所で利用できるよう事業の拡充を図る。 (3)病児・病後児保育～地域内の身近な場所で利用できるよう事業の拡充を図る。</p> <p>4 保育所・認定こども園利用者の保護者負担の見直し・適正化について検討する。</p>

## 第 2 回総合教育会議 協議事項

施 策 名	学校施設の耐震化及び修繕事業
担 当 課	教育委員会庶務課

施 策 内 容	<p>小学校・中学校の耐震化を早期に完了できるよう、また施設修繕に関する学校及びP T A 要望等に速やかに対応できるよう取り組みを一層進める。</p>
現 状	<p>平成 27 年 4 月 1 日現在の小・中学校耐震化率：85.7%</p> <p>本年度実施中の耐震改修工事：小学校 7 校 7 棟、中学校 3 校 4 棟、耐震改修工事終了後の耐震化率：93.8%</p> <p>平成 23～27 年度に学校からの修繕要望件数：小学校 645 件・中学校 394 件、対応件数：小学校 245 件( 38.0% )、中学校 64 件( 16.2% )</p> <p>平成 27 年度に P T A からの修繕要望件数：小学校 41 件、中学校 44 件</p>
課 題	<p>平成 27 年度末で耐震化未実施の学校：小学校 3 校 6 棟・中学校 3 校 3 棟、非構造部材等を含む耐震化の早期完了が課題</p> <p>建築後 25 年以上経過の小・中学校施設が 77% を占めるなど老朽化も深刻化しており、安全面・機能面の確保が課題</p>
今後の方向性	<p>引き続き最優先課題として耐震化に取り組むとともに、その後、大規模改造・老朽施設の長寿命化改修に取り組む。学校・P T A 以外からの修繕要望も含め、要望全体の優先順位付けを行うなどにより、計画的に修繕を進めていく。</p>

## 第 2 回総合教育会議 協議事項

施 策 名	中学校給食（デリバリー給食）実施事業
担 当 課	教育委員会庶務課

施策内容	中学校の給食を早期に全校で実施できるように取り組みを行う。
現 状	<p>給食未実施校であった中学校のうち、平成 27 年 3 月から 3 校（栗原中・高西中・浦崎中）、平成 27 年 9 月から 5 校（久保中・長江中・吉和中・日比崎中・美木中）で、デリバリー給食をスタートしている。</p> <p>給食を実施できていない中学校は、4 校（向島中・因島南中・因北中・重井中）である。</p> <p>給食の申込みは、当初 1 ヶ月単位で申し込み受付を行っていたが、半月単位での申込みに切り替えるなど、取り組みを行っている。</p>
課 題	<p>デリバリー給食は、希望者が申し込む方式となっている。給食の申込率を学校別で見ると、12.0%から 34.5%の範囲であり、8 校全体で見ると、21.4%（10 月後半）となっている。申込率が想定よりは低いため、生徒・保護者に対し、デリバリー給食への理解を深めていく取り組みを継続していく必要がある。</p> <p>今後、新たに 4 校で給食の実施に向けても、生徒・保護者への理解を深めていけるよう取り組みを進める必要がある。</p>
今後の方向性	<p>給食未実施校 4 校での給食を実施するため、具体的な協議を進めていく。</p> <p>早期に給食未実施校で給食が提供できるように、現在各学校で順次実施しているデリバリー給食の方法での協議を進めていく。</p>

## 第2回総合教育会議 協議事項

施策名	学力向上対策事業
担当課	教育指導課

施策内容	各種学力調査における児童生徒の課題分析を踏まえた授業改善による学力向上を図る。
現 状	広島県「基礎・基本」定着状況調査においては、小中学校ともに全ての教科で県平均を下回り、全国学力・学習状況調査においては、小学校は算数Bと理科、中学校は理科において全国平均を下回る。
課 題	<p>【尾道市教育委員会の取組の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校実態に応じたきめ細かな指導が不十分</li> <li>・学校訪問における継続した指導が不十分</li> </ul> <p>【児童生徒への指導における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業におけるねらいとした力の確実な見取が不十分</li> <li>・自分の考えや学習のまとめ等を書かせる機会と時間が不十分</li> <li>・学習の基盤となる話し方、聞き方、書き方、読み方等についての学習習慣の定着が不十分</li> <li>・家庭学習、繰り返し学習への指導の徹底が不十分</li> </ul>
今後の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目標の具体化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学力調査の結果における具体的な数値目標を設定し、過去の問題内容と結果の分析を踏まえたきめ細かい指導方法の改善と普及を図る。</li> <li>・全国学力学習状況調査B問題の正答例を参考に、全教科で一定量の書く活動を継続して実施させる。</li> </ul> </li> <li>2 継続した指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通過率別に抽出した学校への取組内容の聞き取りを基に、学校へ具体的な改善方法を示すとともに、継続的な支援を行う。</li> <li>・学校訪問記録簿をもとに指導主事間の指導の連続性を図る。</li> </ul> </li> <li>3 定期的な検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、各種学力調査と同様の調査を再度実施し、設問ごとの結果から取組の効果を検証する。</li> </ul> </li> </ol>

## 第 2 回総合教育会議 協議事項

施 策 名	放課後児童クラブの拡充
担 当 課	子育て支援課

施策内容	<p>小学校入学で、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小一の壁」)を解消するため、すべての小学校区において放課後児童クラブが利用できるよう計画的な整備を推進する。</p>
現 状	<p>平成 27 年 10 月 1 日現在、小学校区 27 校区のうち 20 校区において利用可能な状況(設置率 74,4%)であるが、平成 26 年度に実施した全小学生の保護者を対象としたアンケート調査の結果、すべての校区で相当数の利用希望があることが明らかとなったことから、未設置校区における新設と今後の需要増加を踏まえた増設等を推進している。</p> <p>平成 27 年度は、1 か所新設、2 か所増設した。</p>
課 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新設・増設のための人材(支援員)の確保と質の向上 新たな支援員の確保と質の向上のための研修の充実が課題である。</li> <li>2 新設のための場所の確保 円滑な事業運営のため学校の余裕教室の利活用を促進する必要がある。</li> <li>3 「放課後こども教室」との連携又は一体的な取り組みの推進</li> <li>4 保護者の多様な就労形態への対応に向けた開所時間の延長</li> </ol>
今後の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会と福祉部局の更なる連携強化により、放課後児童クラブの拡充と放課後こども教室との連携又は一体的な運営を進める。</li> <li>2 放課後児童クラブの供給量の拡大とともに、放課後健全育成事業の内容充実と質の向上を図る。</li> </ol>